

**令和2年度（2020年度）  
熊本県奨学のための給付金における  
家計急変世帯への支援募集案内**

～ 県外の国公立高等学校等在籍者向け ～

熊本県では、全ての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育費（教科書、PTA会費等）の負担を軽減するため、熊本県奨学のための給付金（以下「給付金」といいます。）を設けています。

本募集は、家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対して、「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯を対象に給付を行うものです。

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。

#### 1 給付金額

1人あたりの給付金額は、次のとおりです。

家計急変 発生月	学校区分	1人目の高校生等	・2人目以降の高校生等
			・15歳（中学生を除く） 以上23歳未満の扶養され ている兄弟姉妹がいる高 校生等
4～6月	通信制又は 専攻科以外	84,000円	129,700円
7～翌3月	通信制又は 専攻科以外	84,000円× (申請のあった月の翌 月～翌3月) / 12	129,700円× (申請のあった月の翌 月～翌3月) / 12
4～6月	通信制 又は 専攻科		36,500円
7～翌3月	通信制 又は 専攻科		36,500円× (申請のあった月の翌月～翌3月) / 12

※給付金額の詳細は、別紙「熊本県奨学のための給付金 対象確認シート」で確認してください。

例年の奨学のための給付金の募集は別途通知します。

## 2 給付対象者

家計急変発生日時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

- (1) 高校生等が高等学校等に在籍し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有していること。又は高等学校専攻科に在籍し、高等学校等専攻科支援金の補助要件を満たす者。
- (2) 保護者等<sup>\*</sup>が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯であること又は生活保護を受給している世帯であること。(ただし、生業扶助が行われている世帯を除く)

<sup>\*</sup>保護者等とは、原則として親権者ですが、世帯の事情により親権者以外の主たる生計維持者や生徒本人となる場合があります。

## 3 申請手続き

期限までに世帯区分に応じた次の書類を提出してください。

※申請者は、高校生等の保護者等になります。

### 生活保護受給世帯

- (1) 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」または「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」
- (2) 「生活保護受給証明書」
- (3) 「誓約書」  
※(2)において生業扶助が措置されていない旨が記載されている場合は省略可
- (4) 「振込口座が確認できる書類」(通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等)
- (5) 当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等又は15歳(中学生を除く)  
以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、対象となる高校生等及び兄弟姉妹の扶養が確認できる「健康保険証の写し」  
※ 給付金額が「129,700円」となる場合に提出してください。  
※ 国民健康保険に加入しているため扶養・被扶養の記載がない場合は「健康保険証の写し」と「扶養誓約書」を、健康保険証を保持していない場合は、「扶養誓約書」のみを提出してください。

### 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当世帯

- (1) 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」または「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」
- (2) 保護者等全員分の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると確認できる書類において、次のすべて(写し可)
  - ① 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類  
例) 離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届など
  - ② 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類  
例) 課税証明書の写し等(家計急変前)、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士または公認会計士の作成した証明書類など(家計急変後)
  - ③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類  
例) 扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

- (3) 「振込口座が確認できる書類」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）
- (4) 当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等又は15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、対象となる高校生等及び兄弟姉妹の扶養が確認できる「健康保険証の写し」  
ただし、(2) (3)で提出している場合は不要
- ※ 給付金額が「129,700円」となる場合に提出してください。
- ※ 国民健康保険に加入しているため扶養・被扶養の記載がない場合は「健康保険証の写し」と「扶養誓約書」を、健康保険証を保持していない場合は、「扶養誓約書」のみを提出してください。

#### 4 交付決定の通知及び給付金の交付

提出された書類を県において審査のうえ、その結果を、在籍する高等学校等を通じてお知らせします。給付金の交付は、申請時に届けられた金融機関口座へ振り込み予定です。

#### 5 提出期限・提出先・問い合わせ先

申請される場合は、必要書類を下記のとおり提出してください。

提出期限	令和2年（2020年）6月5日（金） ※以降も随時受け付けます。
提出先	熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課修学支援班 〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
連絡先	096-333-2675（直通）